

日田市中小企業振興基本条例 逐条解説

平成28年4月
日田市商工観光部商工労政課

<前文>

本市は、古くから交通の要衝として栄え、江戸期には幕府直轄地である天領となり、九州の政治、経済の中心地でした。山々に囲まれた自然環境の中で、幕府の奨励により杉の造林が進み、戦後の復興需要に伴い製材工場が増加し、多様な木材関連産業が集積するまちとして発展してきました。また、豊かな水資源に恵まれ、福岡都市圏に近いという地の利を生かし、近年では、飲料、機械産業等の大型企業が進出し、地場の中小企業が活躍できる場の更なる拡大が期待されています。

本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、こうした産業の発展過程において、様々な団体と連携しながら、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、ICT化の更なる発展など、時代の潮流が急速に変化しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市においても、大型店や郊外型店の出店や高速交通ネットワークの整備などにより消費行動が変化し、商店街の空洞化が進むとともに、都市との経済格差の拡大により産業が収縮し、若者の流出が止まらず、大きな課題となっております。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源や技術を見直し活用していくなど、創意工夫し経営の革新を図ることが重要です。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業及びその他中小企業の関係者と一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。若者が日田にとどまる、日田に戻れる、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、市民が自らの地域の未来に希望を持ち、快適で潤いのある生活を送ることができるよう、中小企業の発展を目指し、ここに条例を制定します。

【解説】

前文は、その内容から直接法的な効力が生じるものではありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基礎を示すものです。

ここでは、「日田市の産業の歴史や特色」を表現しながら、条例の策定の背景や目的に関する事項として、①日田市が経済的、社会的に発展した歴史的な背景、②日田市における中小企業の重要性、③中小企業者が努めるべき事項、④条例を制定する直接的な目的を記述しています。

<第1章 総則>

第1章「総則」では、この条例の目的、この条例で使用する用語の定義、基本理念、中小企業の自助努力、本市や市民のほか、中小企業支援団体等の関係者の役割を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例の目的を定めています。

この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を定めたものであり、中小企業の活性化を図ることで、本市経済の持続的な発展と市民生活の向上に繋げていくことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者

イ アに掲げる中小企業者の事業の共同化のための組織

(2) 小規模企業 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

(3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業の支援を行う団体をいう。

(4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

(5) 大企業 基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、市内に事務所等を有するものをいう。

(6) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。

(7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。

(8) 大学等 教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。

(9) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

【解説】

第2条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、説明したものです。

第1号では、「中小企業」の定義を述べています。「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

この条例の中で定義している中小企業は、あくまでも中小企業振興施策における基本的な対象範囲を定めた「原則」であり、本市の取り組む事業の中では、「中小企業」として扱う範囲が異なることもあります。

【参考】

中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

第1号のイの「中小企業者の事業の共同化のための組織」とは、

中小企業団体の組織に関する法律に規定する

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協同組合、
商工組合、商工組合連合会

商店街振興組合法に規定する

商店街振興組合、商店街振興組合連合会などです。

第2号では、「小規模企業」の定義を述べています。

【参考】

中小企業基本法（抜粋）

第2条

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

※小規模企業振興基本法での「小企業者」

おおむね常時使用する従業員数が5人以下の事業者をいう。

第3号では、「中小企業支援団体」の定義を述べています。「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会など、主として中小企業の振興を目的とする団体を指します。

第4号では、「金融機関等」の定義を述べています。

第5号では、「大企業」の定義を述べています。

第6号では、「大規模小売店舗」の定義を述べています。

【参考】

大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第3条 基準面積は、政令で定める。

大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（基準面積）

第2条 法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000平方メートルとする。

第7号では、「学校」の定義を述べています。

第8号では、「大学等」の定義を述べています。大学等については県内にある大学等と連携することを想定し、「県内に存するもの」と定めています。

【参考】

学校教育法（抜粋）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- (1) 修業年限が1年以上であること。
- (2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- (3) 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第9号では、「市民」の定義を述べています。本市における経済活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤する人や学校に通学する人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。

本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが必要であり、「市民」の範囲は広くとらえることとしています。

【参考】

日田市自治基本条例（平成26年4月1日施行）第3条第1項で規定する「市民」の定義と同趣旨です。

日田市自治基本条例（抜粋）

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学をする者
 - ウ 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、自然、人材、技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

【解説】

第3条は、中小企業の振興における基本的な考え方を定めています。

第1項は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を前提として、中小企業の振興が進められるべきであることを明確にしています。

第2項は、本市が有する資源を総合的に活用して、中小企業の振興を推進することを定めています。

第3項は、中小企業の振興については、関係者が中小企業とともに相互に連携して進めなければならないことを定めています。

第4項は、中小企業の振興については、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮するほか、経営規模を勘案してしながら、進めなければならないことを定めています。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 中小企業（第2条第1号アに掲げる中小企業者に限る。）は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第4条は、中小企業の役割として「中小企業の自助努力」を定めています。基本理念にもあるとおり、中小企業振興の着実な推進には、中小企業の自主的な努力がまず必要であり、これを明確にしています。

第1項は、事業計画を作成するなど、事業を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成、雇用の促進、福利厚生の上昇に努めることを定めています。

第2項は、中小企業が組合等を組織し、また、その組合等に加入することにより、相互に連携が図られ、経営の合理化や安定化、また、新製品や新技術の開発等に繋がることから、事業の共同化、組合の組織化について定めています。

第3項は、中小企業は地域のイベントや防災活動などで、地域社会においても重要な役割を果たしていることから、まちづくりの担い手として、一定の役割を求めます。

第4項は、本市が実施する中小企業振興に関する施策について協力を求めるものです。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

【解説】

第5条は、「市の責務」について定めています。この条例における市の役割は、非常に重要であるため、「責務」として定めました。

「中小企業支援団体その他の関係者」とは中小企業支援団体のほか、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校、大学等のことであり、市はこれらの関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。また、施策の推進にあたっては必要な情報の収集・提供を行うこととしています。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、「中小企業支援団体の責務」について定めています。中小企業支援団体は中小企業に対して、様々な支援を行うことが主要な目的であり、第5条（市の責務）と同様に、その役割を「責務」として定めました。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における起業・創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

【解説】

第7条は、「金融機関等の役割」について定めています。中小企業が事業活動を行う上で資金は不可欠であり、この資金の調達と中小企業の経営革新や経営改善への支援について協力することを定めています。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第8条は、「大企業の役割」について定めています。大企業は中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して、大きな影響力を有していることから、中小企業との連携及び協力に加え、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるものです。

中小企業基本法においても第7条第3項で「中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。」と規定されています。

(大規模小売店舗の役割)

第9条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業（第2条第1号イに掲げる組織に限る。）及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めるものとする。

【解説】

第9条は、「大規模小売店舗の役割」について定めています。大規模小売店舗については、商店街や商工会議所へ加入し、地域社会の一員として地域の発展と活性化に一定の役割を求めめるものです。

※ 大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例に基づき、規定したものです。

【参考】

大規模小売店舗立地法（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

○大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小売事業者等の行う経済活動等が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、小売事業者等が地域におけるまちづくりの活動に積極的に参加し、協力する機運を高め、もって地域の健全な発展と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 まちづくり 県民がそれぞれ生活している地域について、県民、小売事業者等及び商工団体等が自発的に、単独で又は協力して、経済活動、地域貢献活動その他の活動を通じて、当該地域の商店街等の活性化を図ること等により、当該地域を快適で魅力あるものとしていくことをいう。
- 二 小売事業者等 地域において商工関係事業を営む者及び小売商業施設を設置する者をいう。
- 三 商工団体等 商工会議所、商工会、商店街振興組合等の法人格を有する商工団体及び商店会等の法人格を有しない商工団体をいう。

(小売事業者等の協力)

第三条 小売事業者等は、経済活動その他の活動を通じて地域の活性化に果たす役割の重要性を認識し、自らまちづくりの推進に努めるとともに、商工団体等が実施するまちづくりの活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

- 2 小売事業者等は、地域経済の活性化を図るため、当該地域のまちづくりの活動に中心的な役割を担う商工団体等への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。
- 3 小売事業者等は、商工団体等がまちづくりの活動を実施するときは、応分の負担をすること等により、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(県の役割)

第四条 県は、まちづくりの活動が円滑に推進されるよう、市町村と連携して、当該活動に対し積極的に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(学校及び大学等の役割)

第10条 学校は、中小企業の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

【解説】

第10条は、「学校及び大学等の役割」について定めています。

第1項は、学校に地域の次世代を担う人材育成の役割を期待するものです。

「中学校キャリア教育の手引き」(文部科学省発刊)によると、「望ましい勤労観・職業観」とは、基本的な理解・認識面では、職業には貴賤がないこと、職務遂行には規範の遵守や責任が伴うことなどであり、情意・態度面では、自分自身の将来の夢や希望の実現を目指して取り組もうとする意欲的な態度などです。

「キャリア教育」は、こども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけであり、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにあることを踏まえ、平成23年の中央教育審議会において、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しています。

※「キャリア発達」…社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。

第2項は、大学等(大学及び高等専門学校並びに研究機関)に中小企業が行う研究や人材育成のための協力を期待するものです。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第11条は、中小企業の振興を推進するための市民の役割として、中小企業に関する「市民の理解と協力」について定めています。

中小企業の振興が、結果として本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に繋がることを理解したうえで、中小企業の振興に協力することを求めています。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまでも自発的な協力を期待するものです。

<第2章 中小企業の振興に関する基本的施策>

第2章「中小企業の振興に関する基本的施策」では、第1節に「中小企業の振興に関する基本方針」を、第2節に「中小企業の振興に関する施策」を定めています。

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

第12条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の安定強化を図ること。
- (2) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- (3) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。
- (5) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

【解説】

第12条は、第3条（基本理念）に基づく中小企業の振興を実行に移していくため、中小企業の振興に関する基本的な方針を5つ定めています。

第12条に基づいた具体的な施策は、それぞれ第13条から第17条に定めています。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の安定強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

【解説】

第13条は、中小企業の経営基盤の安定強化を推進するための施策を定めています。

第13条に規定された各項目については、本市ですでに取り組んでいるものもありますが、継続的に推進することを明らかにしました。

第4号及び第5号に定める内容は、平成25年の中小企業基本法の改正により、今日的に重要な事項として追加されたものです。

第13条に規定された各項目は、中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第14条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

【解説】

第14条は、中小企業の活用による地域内の経済循環を創出するための施策を定めています。

第14条に規定された各項目については、本市ですでに取り組んでいるものもありますが、継続的に推進することを明らかにしました。

第1号は、中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、市民や企業に提供することにより、地域内の経済循環を図るためのものです。

第2号は、地産地消の促進や農林水産物をはじめとした本市の様々な地域資源の積極的な活用を図るためのものです。

第3号は、商店街などの地域商店での買い物やイベントなどを促進することにより、より一層の地域内経済の循環を図るためのものです。

第4号は、地域の中小企業者等を育成する観点で、柔軟な発注方式の推進を図るために定めています。

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第15条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官の連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

【解説】

第15条は、経営の拡大及び新分野への進出の促進のための施策を定めています。

第15条に規定された各項目については、本市ですでに取り組んでいるものもありますが、継続的に推進することを明らかにしました。

第1号は、企業誘致を推進すること、森林・林業・木材産業の再クラスター化、商店街の空き店舗対策など、産業の集積を促進するために定めています。

第3号は、市外からの消費を取り組むことを目的に、地域資源を活用したツーリズムの振興を図るために定めています。

第5号に定める内容は、平成25年の中小企業基本法の改正により、今日的に重要な事項として追加されたものです。

第6号は、中小企業が持つ優れた技術や高付加価値の製品等を活かし、市場での競争力を維持するためには、模倣等の権利侵害を損害賠償請求などで排除し、営業活動を有利にすることや、知的財産を広く他社に使用許諾を与え、その代償としてロイヤリティ（対価）を得ることなど、知的財産の保護と活用が重要であることから定めています。

(創業の促進)

第16条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

【解説】

第16条は、創業の促進のための施策を定めています。

第16条に規定された各項目については、創業に関する相談窓口の設置など、本市ですでに取り組んでいるものもありますが、継続的に推進することを明らかにしました。

第16条に規定された各項目は、中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第17条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

【解説】

第17条は、人材の確保と育成や事業環境の整備のための施策を定めています。

第17条に規定された各項目については、市ですすでに取り組んでいるものもありますが、継続的に推進することを明らかにしました。

第1号は、団塊の世代の退職や経営者の高齢化が進む現状において、従業員の職業能力開発、技術及び技能の継承、後継者の育成を進めるためのものです。

第2号は、中小企業においては人材不足が課題であり、就労に向け、中小企業への理解を深めるための取り組みを推進する必要があるため定めています。

第3号は、企業が求める人材と求職者の条件が合わないといった雇用のミスマッチが原因と思われる若年層の早期離退職が顕著なことから、早い段階から職業意識を形成し、若者の適切な職業選択のための学習機会の提供を行うことにより、早期の離退職等を防止し、若年者の就労意識の向上を図るためのものです。

第4号は、少子高齢化社会、人口減少社会において、女性や高齢者が、より積極的に活躍していただくために、また、障がいがあっても働くことのできる環境づくりを進めるために定めるものです。

第5号は、すべての勤労者がゆとりある豊かな生活を確保し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現させるため、勤労者が健康で安心して働ける場づくりを目指すためのものです。

第6号、本市の発注する公共工事において、中小企業に対して、建設業法等の関係法令等の遵守により元請下請取引の一層の適正化を求めるためのものです。

第17条に規定された各項目は、中小企業の自助努力を前提に取り組まれるものです。

<第3章 施策を推進するための措置>

第3章「施策を推進するための措置」は、本条例の実効性を担保するために定めるものです。

(意見の聴取)

第18条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

【解説】

第18条は、中小企業の実態を把握し、より効果的な施策等の立案・実施に繋げるためのものです。

関係者の意見を広く聴く手法としては、企業を個別に訪問することや、企業・中小企業支援団体との意見交換の場を設けることなどの手法があります。

(計画の策定)

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

【解説】

第19条は、中小企業振興条例基本条例と総合計画等の他の計画との関係を定めるものです。

他の計画については、この条例の趣旨を反映させるための見直しを行うとともに、計画に定める各施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図ります。

新たに計画を策定したときは、その内容を公表します。また、計画の変更についても、同様です。

(財政上の措置)

第20条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

第20条は、市の責務を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財源確保に努めることを明らかにしたものです。

<第4章 雑則>

第4章「雑則」は、委任に関する規定を定めています。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な条項を条例以外の規程で定めるためのもので、一般に条例本則の末尾に置かれます。

この条例の施行に関して、詳細な定めが必要な場合は、規則等で規定することとなります。